

## 16 子どもを生き育てやすい環境づくりの推進について

(厚生労働省, 財務省, 内閣府)

### 提案の要旨

次世代育成支援対策推進法に基づく, 総合的・計画的な少子化対策の推進  
子どもと子育てにやさしい環境の整備  
子育て家庭の経済的負担の軽減  
仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備

### 現状及び課題

#### 【現状】

子育ての当事者と次代の親となる若者が, 安心と自信を持って子どもを生き育てることができ、広島県づくりに向け、平成 17 年 3 月に策定した次世代育成支援行動計画「未来に輝く子ども夢プラン」の着実な推進を図っている。また、平成 18 年度からは県内部の推進体制を強化するとともに、経済団体や企業等と一体となって子育て家庭を応援する仕組みづくりや、NPO 等との協働の推進に取り組んでいる。

子育てに対する経済的負担は、少子化の一つの要因と考えられている。このため、国は児童手当の支給年齢の引き上げ、所得制限の緩和や支給額の引き上げによる制度の拡充を行っている。

しかし、平成 18 年 4 月の改正においては、制度の拡充と同時に、地方公共団体の負担割合が大幅に引き上げられたために、負担が急激に増大することとなった。

なお、県では、乳幼児医療費公費負担事業の対象年齢を就学前児まで拡大し(平成 16 年 10 月)、児童手当と連動した所得制限の緩和を行っている。

〔児童手当の制度改正〕

支給年齢の引き上げ 平成 12 年 6 月(3歳未満 義務教育就学前)  
平成 16 年 4 月(義務教育就学前 小学校第 3 学年修了前)  
平成 18 年 4 月(小学校第 3 学年修了前 小学校修了前)

所得制限の緩和 平成 13 年 6 月, 平成 18 年 4 月

支給額の引き上げ 平成 19 年 4 月(3歳未満の第 1 子・第 2 子 5,000 円 10,000 円)

仕事と子育ての両立の負担感が、少子化の要因の一つと考えられている。このため、企業においては、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての「一般事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援対策の取り組みが進められている。

#### 【課題】

子育てサービスの大きな柱である保育サービスについては、実施主体である市町の財政状況が厳しく、また、国の各種補助制度の要件が地域特性を十分に反映していないことなどから、多様化する保育ニーズに応じたサービスが十分に整備されていない。

子育てには、行政のみならず、企業やNPO、地域社会など、すべての主体による支援が重要であり、このことに関する一層の啓発や、経済団体等の取り組み促進のための働きかけも必要である。

児童手当の拡充は、地方公共団体の財政負担を急激に増大させている。

次世代育成支援対策の実効性を高め、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備を加速させるためには、次世代育成支援対策に取り組む企業の社会的認識を高めるとともに、積極的に取り組む企業に対する効果的な支援策が必要である。

### これまでの取組状況及び前年度提案結果

#### 【取組状況】

平成 18 年 7 月 全国知事会提案・要望 平成 18 年 7 月 中国地方知事会提案

#### 【前年度提案結果】

平成 19 年 2 月に、すべての子どもとすべての家庭を世代を超えた国民皆で支援する社会づくりを目指して、政府に「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略会議が設置され、働き方の改革や既存の施策の点検・評価、子育て支援の財源論などについて検討されることとなった。

平成 18 年 4 月 1 日及び平成 19 年 4 月 1 日から次のとおり児童手当の制度改正が行われたが、地方公共団体の負担割合の引き上げ等により地方の負担は拡大している。

平成 18 年〔支給対象児童の年齢拡大(小学校第 3 学年修了前 小学校修了前)、受給者の所得制限額の引き上げ〕

平成 19 年〔支給額の引き上げ(3歳未満の第 1 子・第 2 子 5,000 円 10,000 円)〕

## 提案の内容

### 子どもと子育てにやさしい環境を整備すること

- ア 地域の実情に応じた多様な子育てサービスの充実を図るため、保育所運営や特別保育事業等の十分な財源を確保し、一般財源化と併せて、設置基準等の見直しや規制緩和を促進すること。
- イ 子育て中の保護者が気軽にリフレッシュしたり、スキルアップを図ることができる子育てにやさしい環境づくりに向け、地域貢献として企業等が主体的に取り組むことについて、経済団体等へ働きかけを行うこと。

### 子育て家庭の経済的負担を軽減すること

子育て家庭を経済的に支援するため、税制や年金制度の見直しを含めて社会保障制度の全般にわたる抜本的な対策を構築すること。

なお、税制については、フランスのN分N乗方式など海外の例も参考に、子どもの多い家庭に対する所得税の減税措置など、抜本の見直しを進めること。

また、子育てに対する大きな負担となっている教育費について、実効性ある負担軽減策を検討すること。

当面の対策として、次の対策を講じること。

- ア 児童手当に係る制度拡充に当たっては、地方に新たな負担を生じさせないこと。
- イ 乳幼児医療費公費負担事業及びひとり親家庭等医療費公費負担事業を国の事業として実施すること。
- ウ 保育料について、低所得者層をはじめ利用者負担が過大とならないよう保育料基準の見直しを行うこと。

### 仕事と家庭の両立に向けた職場環境を整備すること

一般事業主行動計画の策定企業名や取組内容を公表するなど、実効性のある次世代育成支援対策が推進できるよう法的整備を進めること。

行動計画策定企業名及び取組内容の公表

行動計画の計画期間内における中間実施状況の確認

一般事業主行動計画の策定義務対象事業主の拡大